

円借款案件【事後モニタリング】 結果表

国名	チュニジア共和国
案件名	太陽光地方電化・給水事業

I. 案件概要

(1) L/A 承諾額	17.31 億円
(2) L/A 調印日	2005 年 6 月 30 日
(3) 実施機関	エネルギー管理庁
(4) 事業概要	チュニジアの地方農村部において、太陽光発電設備等を設置することにより、当該地域の代替エネルギーによる電化を通じた地域住民の生活向上及び畜産業の振興を図り、もって当該地域の生活水準の向上に寄与する。

II. レビュー/モニタリング結果

(1) 事後評価における課題・指摘の概要	事後評価において、課題として、事業スコープのうち給水部分（63 サイトでの太陽光発電設備、揚水ポンプや脱塩装置の設置等）が未実施となっていることが確認された。当該給水部分の対応について、支援方法等を含めてチュニジア側と協議することが指摘事項として挙げられている。
(2) 対応結果/今後の対処方針/事業目標の達成見込み	貸付実行期限後の協議の結果、給水部分の運営・維持管理を所管していた農業・水資源・漁業省がエネルギー管理庁に代わり、予算が確保でき次第、自己資金により給水部分の未実施分の整備を順次実施することとなった。事後モニタリング時点において、63 サイト中 56 サイトの給水施設の完工が確認され、着実に実施が進められてきていることから、当初計画のサイトにおける給水部分の設備整備が完成することが期待される。また、給水部分に関する運用・効果指標のうち井戸の利用状況は達成済である点、実施機関より報告を受領している。
(3) 教訓	整備する施設の運営・維持管理に複数の省庁の参画が必要とされ、対象地域が遠隔地であるなど難易度の高い事業の計画策定に際しては、特に事前に遅延をもたらす要因を分析し、実施機関および関連省庁と十分に協議を行い、事業実施中に遅延を回避・緩和するための施策を講じること。